

平成20年11月26日

日用品室所管法人 御中

経済産業省製造産業局日用品室

倫理法・倫理規程に係る協力依頼について

拝啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は経済産業行政に御協力いただきありがとうございます。

さて、国家公務員が利害関係者から贈与・接待等を受けるなど国民の疑惑や不信を招く行為を禁止すること等を目的に、平成12年4月に「国家公務員倫理法」及び「国家公務員倫理規程」が施行されました。

当省においては、改めて、同法及び同規程の遵守について、省内職員への周知徹底を行い、法令遵守に努めてまいります。

貴法人及び会員各位におかれましては、国家公務員の倫理法・倫理規程について改めて御認識いただき、法令遵守への御協力をいただきますよう御願いたします。

【倫理法・倫理規程のパンフレット（2種類）】

<http://www.jinji.go.jp/rinri/siryou/gimon.pdf>

<http://www.jinji.go.jp/rinri/siryou/rinrihojirule.part2.pdf>

敬 具

国民の皆様

8つの疑問

にお答えします

国家公務員倫理法・倫理規程について

その1

国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程とは、どのようなものですか？

国家公務員倫理法(倫理法)は、公務に対する国民の信頼を確保することを目的とした法律です。国家公務員倫理規程(倫理規程)は倫理法に基づく政令で、「利害関係者」に該当する人との付き合い方等について、国家公務員が守るべきルールが定められています。

※ 国家公務員倫理審査会のホームページ(<http://www.jinji.go.jp/rinri>)には、倫理法・倫理規程の全文のほか、各種広報用資料、解説と質疑応答集等が掲載されています。また、ホームページ上で倫理法・倫理規程や国家公務員の倫理に関する御意見、御質問も受け付けていますので、御利用ください。

その2

国家公務員にとって「利害関係者」とはどのような人が該当するのですか？

倫理規程では、「許認可等の相手方」、「立入検査等の相手方」、「契約の相手方」など、担当する仕事の相手方を「利害関係者」として具体的に定めています。

その3

国家公務員に飲食の接待をすることは禁止されているのですか？

国家公務員は、利害関係者から飲食等の接待を受けることは禁止されています。利害関係者からでなくても、同じ相手から何度も食事をごちそうになる等、社会通念を超えるような接待を受けることは禁止されています。

その4

国家公務員と割り勘で一緒に食事をしたり、お酒を飲んだりすることはできますか？

以前は国家公務員が利害関係者と飲食をする際、割り勘であっても各府省の許可が必要な場合がありましたが、平成17年4月の倫理規程の一部改正により、一人当たり1万円以内の費用で割り勘であれば、国家公務員が利害関係者と一緒に食事をしたり、お酒を飲むことは自由となりました。(1万円を超えるときは、国家公務員は各府省への届出が必要となります。)

その5

国家公務員にお中元やお歳暮を贈ることは問題ありませんか？

国家公務員は利害関係者から金銭・物品の贈与を受けることが禁止されていますので、利害関係者からはお中元やお歳暮を受け取ることができません。利害関係者からでなければ、通常の社会儀礼の範囲内のお中元やお歳暮は受け取ることができます。

その6

国家公務員に講演や原稿執筆の依頼をすることはできますか？

講演や原稿の執筆を引き受けることについては特に問題ありません。ただし、依頼者が利害関係者に当たる場合は、報酬を受けて講演や原稿執筆等をするためには、国家公務員はあらかじめ各府省の承認を受ける必要があります。その際、受け取ることができる報酬の額についても、各府省で基準が定められています。また、報酬の額について事後に報告をしなければならない場合があります。

その7

国家公務員は利害関係者から香典や祝儀を受け取ることができないそうですが、それはなぜですか？

倫理法・倫理規程ができる以前、国家公務員の親族の葬儀に際して、仕事上の関係者から多額の香典が集められるというケースが見られました。過去にこのような問題があったことを踏まえ、仕事の公正さに対して国民から疑惑や不信を招きかねないような行為は厳に慎むべきとの観点から、倫理規程では利害関係者から香典や祝儀を受け取ることを禁止しています。

その8

国家公務員は利害関係者と一緒にゴルフや旅行ができないそうですが、それはなぜですか？

倫理法・倫理規程ができる以前、国家公務員が関係業者から過剰な接待を受け、大きな社会問題となりましたが、そうした過剰接待の典型例としてゴルフ接待や接待旅行がありました。残念ながら、最近でもこうした不祥事が見受けられ、国家公務員が利害関係者と一緒にゴルフや旅行をすることは、国民から「不適切な関係にあるのではないか」との疑惑を招くおそれがあります。こうした理由で、割り勘であっても、利害関係者とのゴルフや旅行は倫理規程によって禁止されています。

もちろん、ゴルフや旅行自体が悪いわけではありませんし、利害関係者でない人と一緒にゴルフや旅行に行くことは全く問題ありません。また、ゴルフについて、自分が会員となっているゴルフクラブの月例コンペ（利害関係者も参加）に参加する場合等、認められる場合もありますし、旅行についても、仕事の都合で一緒に出張をしなければならない場合等、認められる場合もあります。

（詳細については、ホームページを御覧ください。）

国家公務員倫理審査会事務局

〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3 TEL: 03-3581-5344

e-mail / rinrimail@jinji.go.jp ホームページ / <http://www.jinji.go.jp/rinri>

国家公務員の 倫理保持のためのルール

倫理法・倫理規程のあらまし

国民の皆様の 御理解と御協力をお願いします!!

国家公務員は、仕事を行う上で
国民の疑惑や不信を招くことがないよう、
国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程で
定められたルールを守っています。
国家公務員と付き合う際には御配慮ください。

ルールのほとんどは
「利害関係者」との関係
についてのものです

| | | |
|---------------------------------|-------|-----|
| 利害関係者とは | | P.2 |
| 利害関係者との間のルール | | P.4 |
| 利害関係者でない者との間のルール | | P.7 |
| 国民の疑惑や不信を招くような行為を 防止するためのルール | | P.8 |

利害関係者とは

利害関係者とは、国家公務員にとって、以下のいずれかに当たる者です。

- 1** **許認可等**を受けている事業者等、許認可等の申請をしている事業者等又は個人、許認可等の申請をしようとしていることが明らかな事業者等又は個人
- 2** **補助金等の交付**の対象となる事業者等又は個人、交付の申請をしている事業者等又は個人、交付の申請をしようとしていることが明らかな事業者等又は個人
地方公共団体や特殊法人など国以外のところを通じて交付される間接補助金等でも、その直接の財源が国からの補助金等である場合は、「補助金等」として扱われます。
- 3** **立入検査、監査又は監察**を受ける事業者等又は個人
原則として、法令の規定により立入検査等をされ得る状態にあるときは利害関係者になります。
- 4** **不利益処分**の名あて人となるべき事業者等又は個人
例えば、税の追徴処分や営業停止処分が行われる場合の相手方です。
- 5** **行政指導**により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は個人
- 6** **事業の発達、改善及び調整に関する事務**の対象となる事業を行っている事業者等
各省が行う事業行政の対象となる営利企業などです。
- 7** **契約**を締結している事業者等、契約の申込みをしている事業者等、契約の申込みをしようとしていることが明らかな事業者等
- 8** 予算、級別定数、定員の査定を受ける国の機関

「事業者等」とは、法人その他の団体、事業を行う個人(その事業のための行為を行う場合)のことをいいます。

ただし、次の点に注意が必要です。

- 利害関係者が企業等の場合、その企業の利益のために公務員と接触していると見られる役員、従業員などは、利害関係者とみなされます。従業員全員が利害関係者になるわけではありません。例えば、契約の相手方である企業の場合、一般的には役員とその契約に関わっている営業担当等の従業員のみが利害関係者になります。
- 利害関係が潜在的なものにとどまる者又は公務員の裁量の余地が少ない職務に関する者として、各府省等の訓令・規則で定められている者は、利害関係者から除かれます。
(訓令・規則は倫理審査会のホームページで御覧になれます。
内容について詳しく知りたい場合は直接各府省等にお尋ねください。)
- 国家公務員が過去3年間に就いていた官職の利害関係者は、現在の利害関係者とみなされます。
- ある国家公務員(A)に、別の国家公務員(B)の利害関係者が接触している場合、それが、A が B に対して持つ官職上の影響力を期待してのものであることが明らかなきときは、A にとっても利害関係者とみなされます。
- 平成17年4月に本省幹部職員に関する利害関係者のみなし規定は廃止されましたが、上記のとおり、他の職員の利害関係者が本省幹部職員の不適切な影響力の行使を期待して接触を図る場合には利害関係者とみなされますし、それ以外の場合にも、本省幹部職員が社会通念上相当と認められる程度を超えた対応接待等を受ければ、他の禁止行為に当たることになります(7ページ)
ので注意が必要です。

平成17年3月までは、本省幹部職員については、所属する府省等の他の職員が現在携わっている事務の相手方のうち前ページ ~ 、に該当する者はすべて利害関係者とみなされていました。

Q & A こんな場合は??

Q | 問屋である別会社を通じてA官署に物品を納入している場合、A官署の契約担当職員にとって、当社の製品の売り込みをする当社営業マンは利害関係者になりますか？

A | 製品の売り込みをする営業マンは、契約担当の職員にとって利害関係者に当たります。

Q | 国の機関に物品を納入している場合、その機関の職員全員にとって当社は利害関係者になりますか？

A | 全員ではなく、契約の事務に携わっている職員にとって、利害関係者に当たることになります。例えば、契約の決裁を担当する職員、物品購入のための機種選定委員会がある場合の委員会メンバーなどにとっては、利害関係者に当たります。

利害関係者との間のルール



国家公務員は、利害関係者から金銭・物品・不動産の贈与を受けることはできません。

ただし、以下のような場合には、利害関係者から金銭・物品等を受け取ることができます。

- 1 広く一般に配布するための宣伝用物品や記念品
例: 会社の名前入りのカレンダー、創立 周年記念事業で配布している書籍など
- 2 結婚披露宴や親の葬儀の際、親などとの関係で持参された、通常の社交儀礼の範囲内の祝儀・香典(下記Q&A)

Q & A こんな場合は??

Q | 国家公務員の結婚披露宴に招かれたのですが、祝儀を持参することはできますか？

A | 祝儀については、利害関係者からであっても、実費相当の祝儀は受け取ることができます。また、配偶者や親との関係で出席した利害関係者から、通常の社交儀礼の範囲内の祝儀を受け取るとは認められます。

Q | 国家公務員が喪主となっている葬儀に香典を持参することはできますか？

A | 国家公務員は、本人との関係に基づいて利害関係者が持参した香典は受け取ることができません。しかし、亡くなった家族との関係に基づいて持参された香典は、利害関係者からであっても、通常の社交儀礼の範囲内のものであれば受け取ることができます。

Q | 弔電や花輪についてはどうですか？

A | 国家公務員が、本人との関係に基づいて利害関係者からの弔電を受け取ることは、問題ありません。しかし、利害関係者から花輪の提供を受けることは、倫理規程で禁止されている贈与に当たりますので、できません。



国家公務員は、利害関係者から酒食等のもてなしを受けることはできません。

酒食に限らず、どんなもてなしでも、利害関係者に費用を負担させて行うことはできません(ゴルフ、観劇によるもてなしなど)。

ただし、以下のような場合には、国家公務員が自分の費用を負担せずに利害関係者の負担により飲食をすることができます。

1 多数の者(20名程度以上)が出席する立食パーティー

例:立食形式で行われる業界の賀詞交換会、会社の創立 周年記念パーティーに参加するような場合
着席形式でも、座席が指定されておらず、人数もかなり多いような場合は、立食パーティーに準じて認められます。

2 職務として出席した会議での簡素な飲食

例:仕事で出席する会議の間やその前後に弁当を出されて食べるような場合
国家公務員が倫理監督官の承認を受けて行う講演(7ページ)の前後に、簡素な飲食を受けることも、認められます。

3 公的な性格を有する儀礼的な会合における飲食

例:利害関係者に当たる団体が顕彰事業として行っている国際的な賞の授賞式に伴う
晩餐会に出席するような場合

国家公務員は、自分の飲食費用を利害関係者に負担させるのでなければ、利害関係者と共に飲食をすることができます。

(1万円を超える場合、届出が必要)

平成17年4月から、自分の飲食費用を国家公務員が自ら負担する場合又は利害関係者ではない第三者が負担する場合には、利害関係者と共に飲食をすることができるようになりました。

ただし、国家公務員の飲食に要する費用が1万円を超える場合は倫理監督官へ事前に届け出ることが必要です。(やむを得ない事情により、事前に届出ができなかった場合は、事後速やかに届出を行わなければなりません。)

これは、意見交換や情報収集に資するために規制を分かりやすくする趣旨で改正されたものです。

なお、利害関係者ではない第三者が費用を負担する場合であっても、社会通念上相当と認められる程度を超える飲食(7ページ)は認められません。



国家公務員は、利害関係者から無償で役務の提供を受けることはできません。

ただし、以下のような場合には、利害関係者から無償で役務の提供を受けることができます。

- 1 職務で利害関係者を訪問した際、社用車などを利用すること
(バスが利用困難な場合など合理的な理由がある場合)
- 2 利害関係者が利用するタクシーがたまたま自分と同じ目的地に行く場合などで、利害関係者の追加的負担もないときに、そのタクシーに便乗すること



国家公務員は、自分の費用を負担する場合でも、利害関係者と共にゴルフや旅行、遊技(麻雀など)をすることはできません。

ただし、以下のような場合には、利害関係者と共に行うことができます。

ゴルフ

会員となっているゴルフクラブの月例コンペでたまたま利害関係者と一緒になる場合
所属部局のOB会や県人会のゴルフコンペでたまたま利害関係者と一緒になる場合(参加者が30~40名程度で、利害関係者が数名程度の場合)

旅行

公務のための旅行
旅行会社のツアーでたまたま利害関係者と一緒になる場合



国家公務員は、利害関係者から、金銭を借りること、物品や不動産を無償で借りること、未公開株式を譲り受けることはできません。

ただし、以下のような場合は認められます。

- 1 金融機関が利害関係者に当たる場合に、一顧客として金銭を借りること
- 2 職務として利害関係者を訪問した際に、物品(文房具など)を借りること

利害関係者と私的な関係がある場合で、利害関係の状況、私的な関係の経緯、行為の態様等から見て問題がないときには、前記(4～6ページ)の行為も自由です。

「私的な関係」とは、国家公務員の身分にかかわらない関係のことです。

私的な関係がある場合には、例えば、大学の同窓会に出席することや、家族の葬儀の際に、近所付き合いをしている利害関係者から通常の社交儀礼の範囲内の香典を受け取ることなどは、自由にできます。



国家公務員は、利害関係者に要求して、第三者に対して前記(4～6ページ)の行為をさせることはできません。

例えば、利害関係者である業者に要求して、自分の恋人に贈り物を届けさせたり、自分の親族が経営する会社を下請けで使わせたりすることはできません。

広く一般に配布される宣伝用物品や記念品、立食パーティにおける飲食や記念品を提供させることもできません。

大規模災害の発生に際して、行政機関から所管団体に要請し、自治体に対して救援物資を提供してもらうというような公務として行われる行為については、禁止行為に該当しません。

講演等を行う場合

国家公務員が、利害関係者から依頼されて、報酬を受けて講演等を行う場合には、倫理監督官の承認を得て行うことになります。

「講演等」とは、講演、討論、講習・研修における指導・知識の教授、著述、監修、編さん、ラジオ・テレビの番組への出演をいいます。

報酬については、各省で参考となる基準を定めることとされています。

利害関係者でない者との間のルール

以下のことは、利害関係者でない事業者等との間でも認められません。

社会通念上相当と認められる程度を超えて、供応接待を受けたり、物品の贈与を受けたりすること(度重なる酒食のもてなしを受けることなど)

その場に居合わせなかった者に自分の飲食物の料金などを支払わせること(つけ回し)

参考

本省課長補佐級以上の公務員は、事業者等から1件5千円を超える飲食等の提供、金銭・物品等の贈与、講演等の報酬等を受けたときは、各省各庁の長等に贈与等報告書を提出することが必要です。

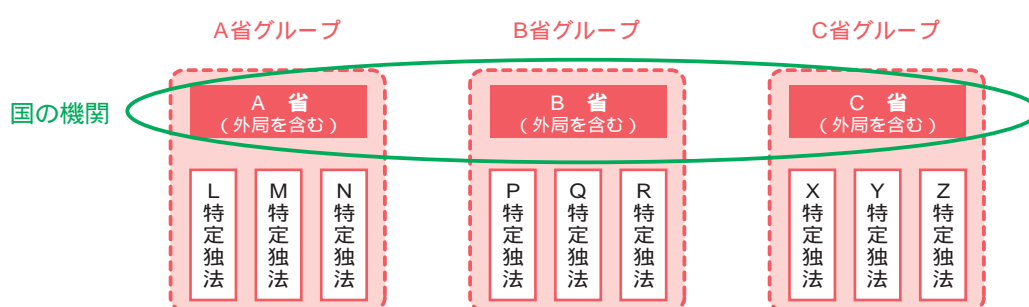
国民の疑惑や不信を招くような行為を防止するためのルール



国家公務員は、国の補助金や経費で作成される書籍等、国が過半数を買い入れる書籍等については、その監修や編さんを行ったことに対する報酬を受けることはできません。（平成17年4月から禁止されることとなりました。）

「書籍等」とは、書籍、雑誌等の印刷物のほか、ビデオテープ、CD、DVD等も含まれます。

監修料の受領が規制される範囲



1 国の補助金や経費で作成される書籍等

職員が属する省グループ内の機関のどこかが補助金等を支出していれば、監修料を受領できません。

例：L 特定独法が費用を支出している書籍を A 省職員が監修する場合

各省の職員は、国の機関のどこかが補助金等を支出していれば、監修料を受領できません。

例：B 省が費用を支出している書籍を A 省職員が監修する場合

2 国が過半数を買い入れる書籍等

職員が属する省グループ内の機関が、単独か合計で作成数の過半数を買い入れる場合は、監修料を受領できません。

例：C 省、X 特定独法、Y 特定独法がそれぞれ買い入れる数を合計すると作成数の過半数となる書籍を C 省職員が監修する場合

参考

本パンフレットに記載してあるルールに違反した公務員は、懲戒処分を受けることになります。

国家公務員倫理審査会事務局

〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3

TEL : 03-3581-5344

e-mail : rinrimail@jinji.go.jp

ホームページ : <http://www.jinji.go.jp/rinri>

国家公務員の倫理に反すると思われる行為に気付かれた方は
国家公務員倫理審査会事務局へ御連絡ください。匿名は厳守します。

平成17年4月